

令和3年度から令和5年度までの期間限定

担い手不足の課題を抱える建設業者が行う

業務の効率化を図る取り組みに支援します！



1. 西ノ島町建設事業者支援補助金事業について

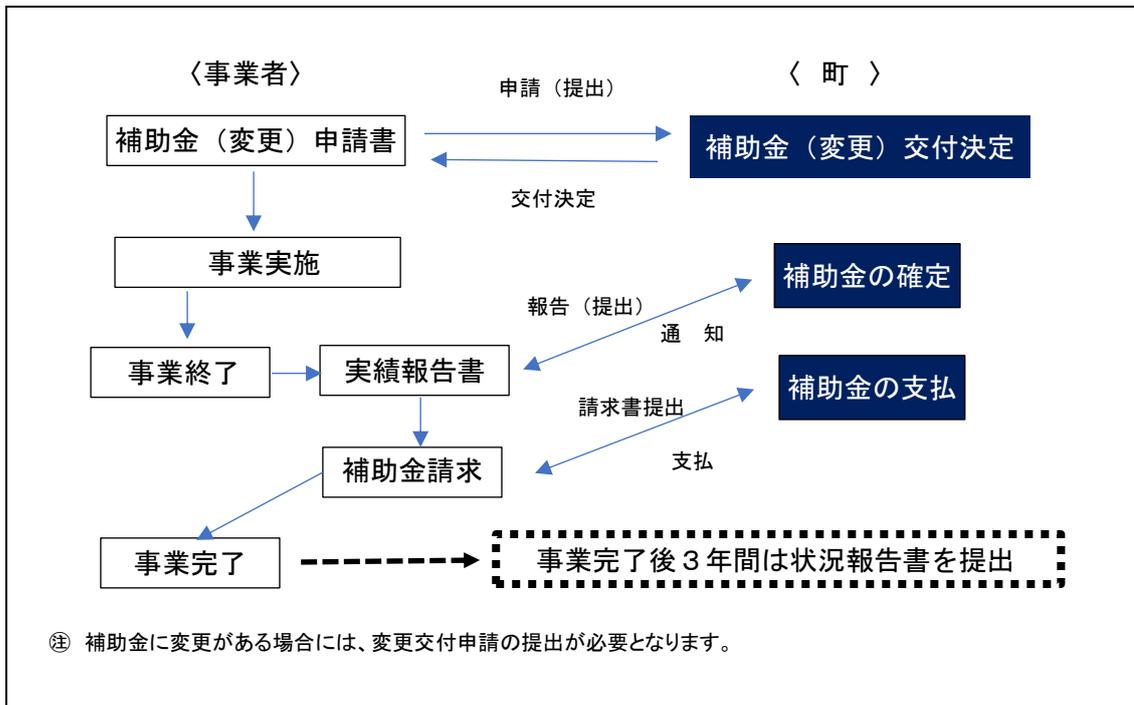
本事業は、町内の建設事業者が担い手不足等で課題を抱える状況から、事業者が業務の効率化に必要なシステムを活用することにより、建設業の活性化や長時間労働の是正など就労環境の改善を図ることを目的として、新たなシステム等の設備投資に係る経費の一部を補助するものです。

2. 補助事業の内容

- (1) 補助対象経費 システム導入等に要する経費
- (2) 補助率 補助対象経費の1/2以内
- (3) 補助金上限 50万円
- (4) 補助対象者 次の要件を全て満たす者

- 西ノ島町内に主たる営業所を有し、建設業許可を有している者
- 町税等を滞納していないこと
- 他の補助金、助成金を受けていないこと
- 補助金交付後において5年間は事業継続する意思があること
- 暴力団又は暴力団員でないこと。又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係にないこと。

3. 申請から完了までの手続き



4. 事業に関する注意事項

- (1) 事業を実施した年度に支払いの完了しないものは補助対象外となります。
- (2) 交付決定前に発注、契約、購入、支払い等したものは補助対象外となります。
- (3) 補助事業の目的に合致しないものは補助対象外となります。
- (4) 当補助金を交付された事業者は、年度が変わっても2度の応募は出来ません。
- (5) 補助事業完了後に提出いただく実績報告書により経費内容を確認し補助金の額を確定した後補助金を交付します。
- (6) 補助事業が完了し補助金の支払いを受けた後でも、次のものに該当した場合は全部又は一部を取り消します。
 - イ. 偽りやその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
 - ロ. 補助金を他の用途に使用したとき。
 - ハ. 補助金の交付の決定内容又は条件に違反したとき。

5. お問い合わせ

西ノ島町役場 環境整備課 工務係 担当：草苺・三島・渡部
〒684-0303 西ノ島町大字美田 46
電話：08514-6-1748 FAX：08514-6-0186
メール：watanabe-takashi@town.nishinoshima.shimane.jp